

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市建設部	久保田 治男
1. 現状と課題	
<p>① 都市基盤については、本町の継続的な発展のため、新たな企業進出や既存企業の事業拡張等に必要となる新産業団地の造成に向けて、上小泉地区の一部を市街化区域に編入する必要がある。</p> <p>② 公共交通については、アンケート調査の分析結果を基に、より利便性の高い公共交通網の構築を検討するとともに、広域公共バス「あおぞら」の乗車人数の増加に繋がるPR活動を行う必要がある。</p> <p>③ 住宅については、町営住宅の収納率の向上、老朽空家住宅の解体、長期活用住宅の長寿命化を図る必要がある。また、木造住宅の耐震化支援事業の推進・啓発や空き家の適正管理を図る必要がある。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、生活圏道路等の舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、雨水冠水箇所の改善、橋梁の長寿命化修繕等を行うとともに、都市計画道路小舞木寄木戸線の整備を進める必要がある。また、令和元年東日本台風による浸水被害地域への対策を実施する必要がある。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化、公共事業の効率化及び土地の有効活用の促進等のため、調査完了地区を拡大する必要がある。</p> <p>⑥ 公園については、安心して利用できるように施設の適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。また、大木化や過密化により倒木が危惧される樹木は、剪定や間引き、伐採を行う必要がある。</p> <p>⑦ 下水道事業については、認可区域内の幹線管渠や面整備管を計画的に整備するとともに、下水道未接続者への接続促進を図る必要がある。また、安定的・持続的な事業運営をするため、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p> <p>⑧ 環境整備については、良好な環境の保全及び創造に関する施策推進のため、環境基本計画の策定が必要である。また、ごみ排出量削減のため、4R運動を促進し、地球温暖化対策では、ゼロカーボンシティ宣言に基づき、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた事業の推進や周知を行う必要がある。</p> <p>⑨ (仮称)太田市外三町広域斎場については、事業主体の太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携・協議し、令和7年度中の供用開始を目指し整備を進める必要がある。また、公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、新たな墓所整備が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 都市基盤については、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、上小泉地区の市街化調整区域の一部を市街化区域に編入する手続きを行い、新産業団地の造成事業に取り組む。</p> <p>② 公共交通については、アンケート調査の分析結果を基に新路線等の調査研究を行う。また、新車両になった「あおぞら」の乗車人数の増加に向け、コロナ禍でも可能なPR活動を検討し啓発を行う。</p> <p>③ 住宅については、町営住宅の収納率向上のため、早期の納入指導や長期・高額滞納者に法的措置等を行うとともに、老朽空家住宅の解体や寿崎団地B棟外壁等改修工事を行う。また、木造住宅の耐震化支援事業として、診断者派遣や改修事業を実施するとともに、耐震性未確保住宅への事業紹介チラシを配布し啓発を行い、空き家の適正管理では、空家等対策計画に基づく指導や支援事業を行うとともに、空家等バンク制度の利用促進を図る。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、生活圏道路の舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、五反田団地の冠水対策検討、古氷地区の冠水箇所改修、西小横断歩道橋の修繕、小舞木寄木戸線の用地買収等を行う。令和元年東日本台風の被害を受けた寄木戸地区等は、農業振興課所管の七ヶ村用水路改修工事の監理事務を行い、吉田地区等では、県や国など関係機関と連携して水害対策に取り組む。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、3年次の寄木戸地区中東部は地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行う。初年次の寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部は、事業計画を作成するとともに、事業の周知を行う。</p> <p>⑥ 公園については、施設の適正な管理と点検を行うとともに、規模の大きい6公園の公園施設長寿命化計画の策定やいずみ総合公園等の公園灯LED化工事等を実施する。また、いずみ緑道等の高木の剪定や間引きを行うとともに、利用者の安全確保のため、倒木の恐れのある樹木の伐採等を行う。</p> <p>⑦ 下水道事業については、社会資本整備総合交付金等を活用して管渠等の整備を推進するとともに、下水道未接続者に町補助金等の制度説明を行い、接続促進を図る。また、地方公営企業法に基づく貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を分析し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。</p> <p>⑧ 環境整備については、環境基本計画を地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と地域気候変動適応計画を内包して策定する。また、ごみ排出量削減のための4R運動の促進策として、小型家電等拠点回収数の増や食農循環システムによる生ごみ堆肥化に取り組み、地球温暖化対策では、電気自動車等購入補助事業や緑のカーテン事業等を実施するとともに、広報紙や環境フェアを活用し啓発を行う。</p>	

⑨ 広域斎場の整備については、組合及び関係市町等と連携及び協議し、実施設計等業務や建設場所にある大泉町外二町清掃センター不燃及び粗大ごみ処理施設の解体工事を円滑に進める。また、公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、合葬墓を新設する。

### 3. 中間レビュー

- ① 都市基盤については、上小泉北西地区を市街化区域に編入するため、都市計画原案等の閲覧及び公聴会、縦覧などの手続きと、地権者及び耕作者、住民等を対象にした説明会を6回開催した。下半期も引き続き、市街化区域編入の手続き等を行い、新産業団地の造成事業に取り組む。
- ② 公共交通については、先進地の前橋市や学識経験者を訪問し、新路線開拓等の調査研究を行った。下半期も引き続き、新路線等の調査研究を行う。また、新車両になった「あおぞら」は、第二四半期の乗車人数がコロナ禍前以上になり、PR活動は中学3年生を対象に行った。下半期も引き続き、乗車人数の増加に向けたPR活動を行う。
- ③ 住宅については、町営住宅の収納率向上のため、早期の納入指導による滞納者の抑制と、間之原団地6戸の老朽空家の解体や寿崎団地B棟外壁等改修工事などを発注した。また、木造住宅の耐震化支援事業は、診断者派遣や改修事業のPR活動として耐震性未確保住宅へのチラシ配布を行った。空き家の適正管理は、所有者等への指導や空家等バンク制度のPR活動を行った。下半期も引き続き、町営住宅の収納率向上と工事の進捗管理、耐震化支援、空き家の適正管理に取り組む。
- ④ 道路の整備・維持管理については、生活圏道路の舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、五反田団地等の冠水対策検討、古水地区の冠水箇所改修などの工事や委託業務を発注し、西小横断歩道橋の修繕は完了、小舞木寄木戸線の用地買収は2件の地権者と契約を行った。また、寄木戸地区は、セケ村用水路改修工事を2本発注し、吉田地区等の対策として、県や国、太田市、千代田町と連携し、休泊川の特定都市河川の指定に取り組んだ。下半期は、発注工事や業務、用地買収等の進捗管理を行うとともに、浸水被害対策を更に進める。
- ⑤ 地籍調査事業については、寄木戸地区中東部の地籍図、地籍簿の作成や閲覧を行うための業務と、寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部の事業計画を作成するための業務を発注した。下半期は、業務の進捗管理を行うとともに、寄木戸地区中東部の地籍図、地籍簿の閲覧を行う。
- ⑥ 公園については、施設の適正な管理と公園遊具の保守点検業務委託を行うとともに、公園施設長寿命化計画の策定業務、いずみ総合公園等の公園灯LED化工事などを発注した。下半期も引き続き、施設の適正な管理を行うとともに、発注済み業務や工事の進捗管理と、いずみ緑道等の高木の剪定や間引き、枯れ木の伐採業務や施設維持更新工事の発注を行い、利用者の安全を確保する。
- ⑦ 下水道事業については、幹線管渠や面整備管の築造工事の発注を行うとともに、下水道未接続者に通知の発送や町ホームページ等で接続のお願いを行った。また、適正な出納・会計事務を行うために、帳票類の作成や町長への経理状況報告、監査委員の例月監査を受検した。下半期は、工事の進捗管理を行うとともに、引き続き、接続促進と、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。
- ⑧ 環境整備については、環境基本計画の素案を策定するとともに、ごみ排出量削減のための小型家電等拠点回収を3回、食農循環システムのモニター募集を3回行った。地球温暖化対策は、14件の電気自動車等購入補助と緑のカーテン事業や広報紙での啓発活動を行った。下半期も引き続き、計画策定、ごみ対策、食農循環、地球温暖化対策等事業を進めるとともに、環境フェアーを11月に開催する。
- ⑨ 広域斎場の整備については、大泉町外二町清掃センター不燃及び粗大ごみ処理施設の解体工事を発注した。下半期も引き続き、設計等業務や工事を円滑に進めるために、組合及び関係市町等と連携及び協議を行う。また、公園墓地は、合葬墓の工事を発注し、公園墓地管理システムの作成事業者をプロポーザルで選定した。下半期は、工事やシステム作成の進捗管理を行うとともに、令和6年1月4日の供用開始に向けた準備を進める。

### 4. 最終レビュー

### 5. 所管する施策

	施策名
II 1	市街地の整備
II 2	道路網の整備・維持管理
II 3	公園・緑地の整備・維持管理
II 4	河川・水路の整備
V 1	下水道の整備
V 2	地域環境の保全
V 3	循環型社会の推進
V 6	住宅環境の充実

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市整備課	浦野 泰広
1. 現状と課題	
<p>① 都市基盤については、町の継続的な発展のため、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、第2次大泉町都市計画マスタープランの新産業拠点候補地に位置付けた上小泉地区の市街化区域編入を目指している。</p> <p>② 公共交通については、令和4年度に作成したアンケート分析結果を基に、より利便性の高い公共交通網の構築等を検討する必要がある。また、広域公共バス「あおぞら」については、コロナ禍以前の利用者数まで回復しきっていないため、乗車人数増加に繋がるPR活動を行う必要がある。</p> <p>③ 家賃収納については、収納率がコロナ禍以前まで回復していない。入居者間の公平性を確保するために、滞納者に対する収納対策を推進する必要がある。</p> <p>④ 町営住宅については、安全性や景観の観点から老朽空家住宅の解体の積極的な実施が求められる。また、長期間の使用を見込む町営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づいた補修・改修を行う必要がある。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業を実施しているが利用者が少ない。そのため、耐震性が確保されていない住宅所有者への住宅耐震化に向けた啓発活動を行う必要がある。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、管理不全な空き家の所有者に対して、適切な管理を求めているが、問題意識の希薄な所有者が見受けられる。そのため、空き家の除却と利活用を目的とした、既存の制度を促進させる必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 都市基盤については、町の継続的な発展のため、大泉町産官金連携土地利用協議会において、上小泉地区の産業団地の造成事業に取り組む。また、同協議会の役割に従い、市街化調整区域の一部を市街化区域編入する手続きを行う。</p> <p>② 公共交通については、令和4年度に作成したアンケート分析結果を基に、県や近隣自治体等と連携し、新路線やアフターコロナの調査研究を行う。また、広域公共バス「あおぞら」については、新車両となった事を含め、コロナ禍における実施可能なPR活動を検討し、利用者増に向けた啓発を行う。</p> <p>③ 家賃収納については、コロナ禍による収入減等を考慮しつつ、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図る。また、長期・高額に滞納している悪質滞納者に対しては、連帯保証人への対処も考慮しつつ、法的措置を行使し収納率向上に取り組む。</p> <p>④ 町営住宅については、老朽空家住宅の解体を促進し、耐震性未確保の町営住宅に居住している方には移転を推奨する。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期間の使用を見込む町営住宅として、寿崎町営住宅B棟の外壁や屋根等の改修工事を行う。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者の増加を図るため、コロナ禍における実施可能なPR活動として、事業紹介のチラシを作成し耐震性が未確保となっている住宅へ配布する。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、空家等対策計画に基づき、空き家所有者等に指導・助言を行う。また、老朽危険空家除却支援事業や空家等バンク制度の利用促進を図りつつ、空き家問題に対する啓発を行うとともに、大泉警察署管内の西邑楽3町で情報交換を行い、職務への知識向上を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 都市基盤については、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、上小泉北西地区の市街化区域編入の事務手続きを進めた。下半期も引き続き、説明会を開催するなど、地権者等が抱く不安の払拭に努め、スケジュールを勘案しながら、市街化区域編入に取り組む。</p> <p>② 公共交通については、公共交通政策の先進地である前橋市を訪問し、知識の向上を図った。また、学識経験者に、新規路線の開拓について相談した。下半期は、利用者の声を反映できる勉強会の立ち上げを目指す。また、広域公共バス「あおぞら」については、中学3年生にパンフレットの配布によるPR活動を実施した。下半期も引き続き、利用者増に向けた啓発を行う。</p> <p>③ 家賃収納については、コロナ禍による収入減からの脱却を見据え、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図った。また、長期・高額に滞納している悪質滞納者の訪問徴収に取り組んだ。下半期も引き続き、法的措置を見据えつつ、退居済み悪質滞納者の所在調査を行う。</p>	

- ④ 町営住宅については、間之原町営住宅の老朽空家6戸を解体中である。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期間の使用を見込む町営住宅として、寿崎町営住宅の汚水処理施設や同B棟の外壁等改修工事を実施している。下半期も引き続き、これら工事の安全施工かつ工期内完成に取り組む。
- ⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者の増加を図るため、PR活動として事業紹介のチラシを作成し、耐震性が未確保となっている住宅へ配布したが、両事業とも申込みは0件となっている。下半期も引き続き、事業が継続される派遣事業の利用者増に向けPR活動を行う。
- ⑥ 空家等の適正管理対策については、近隣住民から相談を受け、空家所有者等に適切な指導等を行った。下半期も引き続き、複数年に渡り指導を続けている空家問題に対し意識希薄な者に、根気強く交渉を行う。また、老朽危険空家除却支援事業は申請が無かった。下半期も引き続き、広報紙・ホームページでのPR活動を継続する。併せて、空家等バンク制度の利用促進にも取り組む。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	広域公共バス事業
V 6 住宅環境の充実	家賃等滞納整理事務
	町営住宅改修等事業
	木造住宅耐震診断者派遣事業
	空き家対策事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
土木管理課	青木 明
1. 現状と課題	
<p>① 住民生活に密着した生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化及び雨水冠水箇所の改修等を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装について、計画的な修繕を実施していく必要がある。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した地域については、対策等を実施する必要がある。</p> <p>③ 上小泉地区新産業団地造成に伴い、浸水被害が懸念されている五反田団地の冠水対策を検討する必要がある。</p> <p>④ 橋りょうについては、老朽化が懸念されるため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行い、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>⑤ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、太田市行政界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。</p> <p>⑥ 街路樹については、交通安全や街の景観上の観点から、適正な維持管理を行う必要がある。</p> <p>⑦ 河川改修整備については、水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備の早期完了について、事業を行う県へ要望を行う必要がある。</p> <p>⑧ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき調査完了地区を拡大していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古水地区の冠水箇所の改修工事を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装については、「大泉町道路舗装修繕計画」に基づき修繕を実施していく。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、農業振興課所管の水路改修工事を受託し、設計及び施工監理事務を行う。一級河川休泊川については、県や国など関係機関と連携して対策を実施していく。</p> <p>③ 冠水対策業務委託を早期発注し、冠水対策の調査及び手法の検討を行い、基本設計等を作成するとともに、住民や地権者に対し冠水対策について説明を行う。</p> <p>④ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、全橋りょうの5年に一度の定期点検を行うとともに、令和4年度より行っている西小学校横断歩道橋修繕工事の早期完成を図る。</p> <p>⑤ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、引き続き、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を行う。</p> <p>⑥ 街路樹については、交通安全や街の景観上の支障にならないように適正な管理を行うため、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の業務委託の進捗管理を行う。</p> <p>⑦ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。</p> <p>⑧ 地籍調査事業については、3年次となる寄木戸地区中東部は地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行う。事業に着手する寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部は、事業計画を作成する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生活圏道路等の整備については、舗装補修工事や側溝新設工事、歩道バリアフリー化工事及び古水地区雨水排水管渠工事を計画どおり発注した。老朽化が進行している道路舗装については、「大泉町道路舗装修繕計画」に基づき修繕を進める。引き続き、下半期も進捗管理を行い、工事の早期完成を図る。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、農業振興課所管の水路改修工事の設計及び施工監理事務を受託し工事2本を発注した。下半期は、工期内の完了を目指し進捗管理を行う。一級河川休泊川については、国・県・太田市・千代田町と連携し、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けて引き続き、関係機関と調整を行う。</p>	

- ③ 五反田団地等の冠水対策検討業務委託を予定どおり早期発注し、冠水対策に向けた調査及び冠水原因解消のための検討を行うとともに、住民や地権者に対し説明会を開催し周知を図った。下半期は、基本設計等の業務委託を発注し、治水計画を策定するとともに、住民や地権者に対し説明を行う。
- ④ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく、西小学校の横断歩道橋修繕工事が完成した。また、全橋りょうの法定点検を群馬県技術センターへ発注した。下半期は、期間内の点検完了を目指し進捗管理を行う。
- ⑤ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、2件の地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い合意が得られ契約を行った。下半期については、次年度以降の移転補償のための補償費算定業務委託の進捗を管理する。
- ⑥ 街路樹の維持管理等については、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等を計画的に実施した。また、台風シーズン前には高木の点検を行い危険木については伐採を実施した。下半期は高木の冬期剪定等を行い、引き続き、街路樹が起因した事故等を未然に防止するため適切な維持管理を実施する。
- ⑦ 河川改修整備については、邑楽館林主要河川改修促進同盟会幹事会を书面開催し、要望内容等の協議を行った。下半期は、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。
- ⑧ 地籍調査事業については、3年次となる寄木戸地区中東部は地籍図、地籍簿の作成、事業に着手する寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部は、事業計画を作成するための業務委託を発注した。下半期は、工期内の完了を目指し進捗管理を行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	地籍調査事業
	道路愛護事業
II 2 道路網の整備・維持管理	道路維持事業
	橋りょう維持事業
	交通安全施設整備事業
	道路新設改良事業
II 4 河川・水路の整備	道路新設改良事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
公園下水道課	今井 靖浩
1. 現状と課題	
<p>① 既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な管理及び維持更新が必要である。</p> <p>② 緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等については、植樹から年数が経過していることから大木化や過密化し、生育不良や倒木等が危惧されているため、剪定や間引き、伐採が必要である。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、未普及解消に向けて整備を推進する必要がある。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内の未接続者については、接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理等を行う必要がある。</p> <p>⑥ 下水道事業については、安定的、持続的な事業運営をするため、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 公園施設については、適正な維持管理と遊具等の点検を行う。また、公園施設の計画的な維持管理を行うために策定している公園施設長寿命化計画について、最終年度となることから規模が大きく利用者の多い6公園(城之内公園・御正作公園・南公園・いずみ総合公園・いずみ緑道・大泉スバル運動公園)について、令和6年度から10年間の計画の策定を行う。公園灯についても、いずみ総合公園及びいずみ緑道北延長や街区公園などのLED化を行う。</p> <p>② いずみ緑道、いずみ総合公園、城之内公園及び街区公園等については、高木剪定や間引きを行うとともに、倒木の恐れのある樹木の伐採を行い、適正な維持管理を行う。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、国の社会資本整備総合交付金や県補助金を活用し、整備の推進に取り組む。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内の未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理に取り組み、工事等の進捗状況の報告を受け確認する。</p> <p>⑥ 下水道事業については、地方公営企業法に基づく貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を分析することで、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 公園施設については、適正な管理を行うとともに既設公園の遊具の保守点検業務委託を発注し完了した。また、公園施設長寿命化計画の策定については、業務委託を発注した。下半期も引き続き、公園施設の適正な管理を行いながら維持修繕を発注するとともに公園施設長寿命化計画の策定委託業務の進捗管理を行う。公園灯についても、いずみ総合公園及びいずみ緑道北延長のLED化工事を発注した。下半期は、12月下旬の工事完了に向けて工程管理を行う。</p> <p>② いずみ緑道、分水堀緑道、城之内公園及び街区公園等については、適正な維持管理を行うとともに、枯れ等による倒木の恐れがある樹木を選定し伐採委託を発注した。下半期も引き続き、高木剪定や間引き、伐採を実施して適正な維持管理を行い利用者の安全を確保する。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、予定どおり発注した。下半期は、令和6年1月末の工事完了に向け工程管理を行う。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内未接続者については、4月に接続のお願いの通知を送ったほか、町ホームページにも接続のお願いを掲載し、接続率の向上を図った。また、7月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大の通知を送り、情報共有を図った。下半期は、未接続者に対し、10月と1月に接続のお願いを通知して、接続促進に取り組む。</p>	

- ⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、群馬県に負担金を支払い、処理場内の電源装置の更新や遠隔監視システム設置等の工事発注の準備を行った。下半期は、電源装置の更新や遠隔監視システム設置等の工事の進捗状況を確認していく。
- ⑥ 下水道事業会計は、企業活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取りまとめた帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員の監査を受けた。下半期も、引き続き、町長への経理状況報告及び監査委員の例月監査を受け適正な出納・会計事務を行い財政マネジメントの向上に取り組む。

#### 4. 最終レビュー

#### 5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II3 公園・緑地の整備・維持管理	都市公園管理費
V1 下水道の整備	管渠整備事業
	公共ます設置事業



令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
環境整備課	坂本 藤夫
1. 現状と課題	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため、4R(リフューズ:ごみの発生回避、リデュース:ごみの発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)運動を促進させる必要がある。また、搬出ルールが守られていないごみステーションの改善に向け、意識啓発を行う必要がある。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させる必要がある。</p> <p>③ あき地保全については、改善指導を行った対象地の完了率を向上させる必要がある。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、生活排水の水質浄化の推進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 大泉町環境基本条例に基づく大泉町環境基本計画については、条例の基本理念を実現するために策定し、良好な環境の保全等に関する施策を推進する必要がある。</p> <p>⑥ 地球温暖化対策については、ゼロカーボン宣言に基づき、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた事業を推進するとともに、環境フェアなどで周知啓発する必要がある。</p> <p>⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場については、事業主体である太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携及び協議し、令和7年度中の供用開始を目指し整備を進める必要がある。</p> <p>⑧ 衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械整備の更新工事等を行う必要がある。</p> <p>⑨ 公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、墓所の整備を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため4R運動を促進するとともに、現在行っている小型家電等の拠点回収の実施回数増加に加え、生ごみを堆肥化して有効活用する食農循環システムにより、更なるごみ減量化を推進し、合わせて普及啓発を図る。また、ごみステーションの搬出ルール遵守のため、町内巡回や広報紙等による啓発活動を引き続き実施する。特に違反ごみの多いステーションには、さらにルール遵守の掲示などを行い意識啓発を図る。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させるため、台帳整理や獣医師会など関係機関と連携し、啓発活動を推進する。</p> <p>③ あき地保全については、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、改善の指導・助言を徹底して行うとともに、不適正管理の予防策として事前に通知等で注意喚起を行う。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を図る。また、県等に対し、浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室開催を依頼する。</p> <p>⑤ 大泉町環境基本計画については、良好な環境の保全等に関する施策を推進するため、緩和策としての「大泉町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と適応策としての「大泉町地域気候変動適応計画」を内包して、令和5年度に策定する。</p> <p>⑥ 地球温暖化対策については、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた取り組みとして、引き続き、電気自動車等購入費補助事業等を実施する。また、緑のカーテン事業及びクールシェア事業を引き続き推進するとともに、広報紙や環境フェアを活用し啓発を行う。</p> <p>⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、組合及び関係市町等と連携及び協議し、整備基本計画に基づき実施設計等業務や建設場所にある大泉町外二清掃センター敷地内の不燃及び粗大ごみ処理施設の解体工事を円滑に進める。</p> <p>⑧ 衛生センターについては、令和5年度に新たに3年間の包括運営管理業務委託を契約し、引き続き、維持管理や整備計画に基づき機械設備更新工事を実施する。</p> <p>⑨ 公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、合葬墓を新設する。また、樹木葬等についても、引き続き調査研究を行う。</p>	

### 3. 中間レビュー

- ① ごみ対策については、ごみ排出量削減のため、4R運動の促進とともに、小型家電等の拠点回収の実施回収を年6回とし、5月、7月、9月に実施した。また、食農循環の仕組みづくりについては、モニター協力をしていただける町民を広報紙等により募集(4・6・9月号)し、電気式生ごみ処理機等申請があり使用していただいた。下半期も引き続き、4R運動を促進するとともに、小型家電等の拠点回収を予定し、食農循環モニターについても広報12月号等により募集し実施する。  
ごみステーションへのごみの搬出については、職員によるパトロールを実施し、違反ごみの多いステーションにはルールの遵守の掲示や周辺の住宅などへチラシを配布し啓発した。下半期も引き続き、パトロール及び啓発を実施する。
- ② 狂犬病予防注射については、登録者への通知や広報等で周知を行って春の集合注射を実施し、接種率向上を図った。下半期は、秋の補完注射の通知や広報紙などで周知を行い実施するとともに、獣医師会など関係機関と連携し、個別注射での接種率向上を図る。
- ③ あき地の保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合には更に電話や直接指導などを行った。下半期も引き続き、指導等を実施する。
- ④ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置の啓発や廃食用油回収を行った。また、県等が実施していた浄化槽教室は、動画による啓発に変更したが、町民ホールにて合併処理浄化槽転換の推進の動画により啓発した。下半期も引き続き、広報紙等で水質改善について周知啓発を実施する。
- ⑤ 大泉町環境基本計画については、素案を作成し環境推進会議や庁内会議で協議した。下半期は、庁議決定を受けるとともにパブリックコメントにより住民に意見を求め、庁内会議等にて協議し環境審議会を経て策定する。
- ⑥ 地球温暖化対策については、電気自動車等購入費等の補助制度により14件(EV 7件、PHV 2件、充電スタンド 4件、V2H 1件)の申請があり、また、公共用電気スタンドの利用者は375件の報告があった。緑のカーテン事業については、公共施設等へニガウリ等の苗を配布し、住民には広報紙等により緑のカーテンコンテストの啓発を実施した。クールシェア事業は、県のぐんまクールシェア事業と歩調を合わせ実施した。環境フェアについては、11月に会場を洋泉興業大泉町文化むらに移し産業フェスティバルと同時開催をするための調整及び準備を行った。下半期は環境フェアの実施および緑のカーテンコンテスト等の表彰式を実施する。
- ⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、整備計画に基づき、運用面での課題等を抽出し、構成する一市三町と大泉町外二町環境衛生施設組合とで協議を行った。下半期は建設工事の準備等、構成する一市三町と連携し協議し、令和7年度中の供用開始を目指す。
- ⑧ 衛生センターについては、委託業者と打合せを行い、新たな包括運営管理業務委託の契約を締結した。下半期は、上半期同様、年次計画による整備を行う。
- ⑨ 公園墓地については、合葬墓建設の工事を発注した。また、公園墓地管理システムのプロポーザルを実施し、事業者を選定した。下半期は、令和6年1月4日の供用開始に向け準備を進める。

### 4. 最終レビュー

### 5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V2 地域環境の保全	畜犬等関連事業
	浄化槽設置事業
V3 循環型社会の推進	資源ごみ分別収集事業
	地球温暖化防止対策事業